

3-2. 幼稚園教諭二種免許状（2021年度、2020年度入学生適用）

（2019年度以降入学生適用）

1. 教職課程について

教職課程は、教育職員免許法および同法施行規則にもとづいて授与される教育職員免許状を取得するための課程です。こども育成学科では所定の単位数を修得することで幼稚園教諭二種免許状を取得することができます。

教育職員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位数を修得することとは別に、この課程で定められた所定の単位を修得し、都道府県教育委員会に免許状申請をしなければなりません。本学では、卒業時に免許状が交付されるよう教務部が本人に代わり一括して申請を行っています。

2. 免許状の取得要件について

教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に規定する基礎資格と所要単位を、次の表の(1)～(5)のとおり、修得しなければなりません。

	(1)基礎資格	(2)領域及び保育内容の指導法に関する科目	(3)教育の基礎的理解に関する科目等	(4)大学が独自に設定する科目	合計	(5)その他の必修科目 (66条の6に定める科目)
幼稚園 二種 免許状	大学に2年以上在学し、62単位以上を修得すること。	12単位 (19単位) 〔別表1、2〕	17単位 (21単位) 〔別表3〕	2単位 (－) 〔別表4〕	31単位 (40単位)	「日本国憲法」2単位 「体育」2単位 「外国語コミュニケーション」2単位 「情報機器の操作」2単位 合計8単位

※ 括弧内の単位数は、本学で修得が必要な単位数

■ 別表1 領域及び保育内容の指導法に関する科目①

文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする科目と単位数		本学開設科目			
省令科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意	
(改正施行規則附則第7項) 領域に関する専門的事項	国語	国語表現法	2	すべて教職必修	
	音楽	音楽 I	1		
		音楽 II A	2		
		音楽 III	1		
	図画工作	図画	1		
		工 作	1		
体育	幼児体育	2			
本学で「領域に関する専門的事項」に必要とする 修得単位数合計			10		

(附則7号の経過措置による科目設定)

■ 別表2 領域及び保育内容の指導法に関する科目②

文部科学省令に定める大学において修得することを必要とする科目と単位数		本学開設科目			
省令科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	別表1と 別表2の 合計 12単位	保育内容総論	2	教職必修	
		表現 I A	1	教職必修	
		表現 I B	1		
		表現 II A	1	教職必修	
		表現 II B	1		
		表現 III A	1	教職必修	
		表現 III B	1		
		健康 A	1	教職必修	
		健康 B	1		
		言葉 A	1	教職必修	
		言葉 B	1		
		環境 A	1	教職必修	
		環境 B	1		
		人間関係 A	1	教職必修	
		人間関係 B	1		
		本学で「保育内容の指導法」に必要とする 修得単位数合計			9

■ 別表3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目			
科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	教職必修 ※1を含む	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	教職必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—		※1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	教職必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育・障がい児保育	2	教職必修	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程総論	2	教職必修	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2	教職必修	
	幼児理解の理論及び方法	子どもの理解と保育・教育相談	2	教職必修	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導	1	教職必修	
		教育実習Ⅰ	1	教職必修	
		教育実習Ⅱ	3	教職必修	
	学校体験活動	—		開設なし	
教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	教職必修	
本学で「教育の基礎的理解に関する科目等」に必要とする修得単位数合計			21		

■ 別表4 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目		
省令科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意
大学が独自に設定する科目	2	別表1～3の最低修得単位数を越えて修得した単位を「大学が独自に設定する科目」に算入できる。単位不足とならないよう別表1～3の単位を修得すること。		

■ 別表5 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意
日本国憲法	2	日本国憲法	2	すべて教職必修
体育	2	スポーツ・健康科学Ⅰ	1	
		スポーツ・健康科学Ⅱ	1	
外国語コミュニケーション	2	英語表現ⅠA	1	
		英語表現ⅠB	1	
情報機器の操作	2	情報処理	2	